

新製品

足場の点検時、点検者の指名が義務付けられました

★令和5年  
厚生労働省令第22号  
(安衛則の一部改正)が  
10月1日より施行

自覚と責任  
を持った  
点検が必要

# 足場の点検

## 安衛則改正に伴う新製品



標識板

材質：クリーンエコボード製  
サイズ：450×300㎓

New

### 足場の点検事項

(国庫、大庫、大倉等の高大若しくは中層以上の地盤又は定礎の組立て、一部解体若しくは変更後の後等)

1. 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態。
2. 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態。
3. 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態。
4. 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無。
5. 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無。
6. 脚部の沈下及び滑動の状態。
7. 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無。
8. 建地、布及び腕木の損傷の有無。
9. 突りよとつり索との取付部の状態及びつり装置の止めの機能。

※ 足場の点検時には点検者を併し、点検時には点検者の氏名を記録・保存が必須となります。また、点検結果等については「足場の種類別点検チェックリスト」等に記録・保存すること。

点検者氏名	事業者 (足場設置業者等)
	注 文 者

WG9

標識板

材質：クリーンエコボード製  
サイズ：600×450㎓

New

### 足場点検済

労働安全衛生規則に基づく  
足場の組立て・一部解体または一部変更後の点検等

足場点検日 年 月 日

足場設置場所

点検者氏名

事業者  
(足場設置業者等)

注 文 者

点検資格

該当する項目に  
印を入れて下さい

資格名( )

足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則が改正され、  
足場からの墜落防止措置が強化されました。(令和5年10月1日施行)

① 足場の点検時には点検者の指名が必要となりました。  
(安衛則第567条、第568条、第655条)

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければ  
なりません。そして、足場の点検実施者は、足場の点検について、十分な  
知識・経験を有する者を指名することが必要です。

② 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要となりました。  
(安衛則第567条、第655条)

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の  
点検後に①で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。そして、  
足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等  
の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

WE66

腕章

材質：軟質ビニール製  
サイズ：90×400㎓

New

- (A) カバーなし腕章 (ホック・安全ピン付)
- (B) カバー付腕章 (ホック・安全ピン付・ヒモ付)
- (C) 反射腕章 (ホック・安全ピン付)

足場+点検者

腕章176

ヘルメット用ステッカー

材質：テトロンステッカー製  
サイズ：35㎓φ

New



ヘルステ114丸

ヘルメット用ステッカー

材質：テトロンステッカー製  
反射ステッカー製  
サイズ：35×60㎓φ楕円型

New



ヘルステ114

反射ヘルステ114